

令和8年江南市議会5月臨時会議案目録

令和8年5月12日

議案第48号	江南市公平委員会委員の選任について	P	2
議案第49号	江南市国民健康保険税条例の一部改正について	P	6
議案第50号	江南市立わかくさ園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	16
議案第51号	令和8年度江南市一般会計補正予算（第2号）	P	19

令和8年議案第48号

江南市公平委員会委員の選任について

下記の者を江南市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年5月12日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 井上 貴弘

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市公平委員会委員 浅野総一郎氏が令和8年5月24日任期満了するので、後任の者を選任する必要があるからであります。

井 上 貴 弘 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市公平委員会委員名簿

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	浅野 總一郎		自令和 4 年 5 月 25 日 至令和 8 年 5 月 24 日
	大岩 裕子		自令和 5 年 5 月 25 日 至令和 9 年 5 月 24 日
	田中 重和		自令和 6 年 5 月 25 日 至令和 10 年 5 月 24 日

地方公務員法（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第 7 条 （略）

2 （略）

3 人口 15 万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 （略）

（人事委員会又は公平委員会の権限）

第 8 条 （略）

2 公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。

（1）職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

（2）職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

（3）前 2 号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

（4）前 3 号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

3～9 （略）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第 9 条の 2 人事委員会又は公平委員会は、3 人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解

があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 (略)

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5～8 (略)

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（第7条第4項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。）の職（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）を兼ねることができない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

12 (略)

江南市公平委員会設置条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、江南市公平委員会を設置する。

（委員）

第2条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

令和8年議案第49号

江南市国民健康保険税条例の一部改正について

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年5月12日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険事業の健全な運営を図るための課税限度額の引上げ、低所得者の負担を軽減するための軽減対象者の拡大並びに子ども・子育て支援納付金課税限度額及び子ども・子育て支援納付金課税額の軽減対象者に係る規定等について、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

江南市国民健康保険税条例（昭和31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第12条第1項中「660,000円」を「670,000円」に、「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「及びク」を「からケまで」に、「の合算額と」を「（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）の合算額と」に改め、同項第1号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 70円

第12条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 50円

第12条第1項第3号中「560,000円」を「570,000」円に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 20円

第12条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

（9）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、

当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第12条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この項において「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>670,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>670,000円</u>とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本</p>

新	旧
<p>文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>670,000円</u>を超える場合には、<u>670,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)並びに<u>同条第5項本文</u>の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に</p>	<p>文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)並びに<u>同条第5項</u>の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。</p> <p>(1) 同左</p>

新	旧
<p>法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> <u>1人について 70円</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等</p>	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等</p>

新	旧
<p>の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>310,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> <u>1人について 50円</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>570,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯</u></p>	<p>の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>ク (略)</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>560,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～キ (略)</p>

新	旧
<p><u>主を除く。） 1人について 20円</u> <u>ケ</u> (略)</p>	<p><u>ク</u> (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に 地方税法施行令第56条の89第4項に規定 する出産被保険者(以下「出産被保険者」 という。)が属する場合における当該納税 義務者に対して課する所得割額<u>並びに被 保険者均等割額及び18歳以上被保険者均 等割額</u>(第1項に規定する金額を減額する ものとした場合にあつては、その減額後 の被保険者均等割額<u>及び18歳以上被保 険者均等割額</u>)は、当該所得割額<u>並びに被保 険者均等割額及び18歳以上被保険者均等 割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額を減額して 得た額とする。</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に 地方税法施行令第56条の89第4項に規定 する出産被保険者(以下「出産被保険者」 という。)が属する場合における当該納税 義務者に対して課する所得割額<u>及び被保 険者均等割額</u>(第1項に規定する金額を減 額するものとした場合にあつては、その 減額後の被保険者均等割額)は、当該所得 割額<u>及び被保険者均等割額</u>から、次の各 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額を減額して得た額とする。</p>
<p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係 る基礎課税額の所得割額 当該出産 被保険者につき第3条の規定により算 定した所得割額の12分の1の額に、当 該出産被保険者の出産の予定日(地方 税法施行規則<u>第24条の30の6</u>に定める 場合には、出産の日。以下同じ。)の属 する月(以下「出産予定月」という。) の前月(多胎妊娠の場合には、3月前) から出産予定月の翌々月までの期間 (以下「産前産後期間」という。)のう ち当該年度に属する月数を乗じて得 た額</p>	<p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係 る基礎課税額の所得割額 当該出産 被保険者につき第3条の規定により算 定した所得割額の12分の1の額に、当 該出産被保険者の出産の予定日(地方 税法施行規則<u>第24条の30の5</u>に定める 場合には、出産の日。以下同じ。)の属 する月(以下「出産予定月」という。) の前月(多胎妊娠の場合には、3月前) から出産予定月の翌々月までの期間 (以下「産前産後期間」という。)のう ち当該年度に属する月数を乗じて得 た額</p>
<p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(2)～(8) (略)</p>

新	旧
<p>(9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第7条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この項において「18歳未満被保険者」という。)</u> <u>がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)</u> <u>は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p>	



令和8年1月27日

江南市長 澤田和延 様

江南市国民健康保険運営協議会

会長 大竹 誠



江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

令和8年1月23日付け7江保第301号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、1月23日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

江南市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

国は、近年の社会保障制度改革で、「負担能力に応じた負担」を掲げており、今般、厚生労働省からは現在109万円の課税限度額を、令和8年度においては医療分を1万円引き上げ、また、令和8年度分の保険税から新たに賦課される子ども・子育て支援金分の課税限度額を3万円とし、合計113万円へ引き上げる方針が示されたところである。

課税限度額の引き上げは、高所得層により多くの負担を求めることになるが、相当の高所得者であっても課税限度額までの負担となっている状況であることから、中間所得層の負担緩和を図ることを狙いとして、このたびの法定課税限度額の引き上げに準じて引き上げることは、適当であると思われる。

令和8年議案第50号

江南市立わかくさ園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市立わかくさ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年5月12日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市立わかくさ園の移転等に伴い、改正する必要があるからであります。

江南市立わかくさ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市立わかくさ園の設置及び管理に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「江南市村久野町寺町77番地」を「江南市赤童子町南山33番地」に改める。

第9条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(参 考)

江南市立わかくさ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
の新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 わかくさ園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 江南市立わかくさ園</p> <p>位置 <u>江南市赤童子町南山33番地</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 わかくさ園への入園を承諾された通所給付決定障害児の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(法第21条の5の7第11項の規定により、わかくさ園が通所給付決定障害児の保護者に代わり法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費を受領する場合は、当該障害児通所給付費の額を控除して得た額)の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 わかくさ園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 江南市立わかくさ園</p> <p>位置 <u>江南市村久野町寺町77番地</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 わかくさ園への入園を承諾された通所給付決定障害児の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(法第21条の5の7第11項の規定により、わかくさ園が通所給付決定障害児の保護者に代わり法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費を受領する場合は、当該障害児通所給付費の額を控除して得た額)の使用料を納付しなければならない。</p>

令和8年議案第51号

令和8年度江南市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度江南市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,959,899千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月12日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,002,773	千円 43,445	千円 6,046,218
	1 国庫負担金	4,651,838	41,088	4,692,926
	2 国庫補助金	430,172	2,357	432,529
16 県支出金		3,597,090	576	3,597,666
	1 県負担金	1,908,859	576	1,909,435
18 寄附金		42,521	25,000	67,521
	1 寄附金	42,521	25,000	67,521
19 繰入金		2,241,736	△5,024	2,236,712
	1 基金繰入金	2,217,144	△5,024	2,212,120
歳入合計		38,895,902	63,997	38,959,899

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 19,745,083	千円 57,471	千円 19,802,554
	3 生 活 保 護 費	1,251,865	57,471	1,309,336
10 教 育 費		4,016,287	6,526	4,022,813
	1 教 育 総 務 費	587,713	1,393	589,106
	2 小 学 校 費	889,136	1,000	890,136
	3 中 学 校 費	536,396	4,133	540,529
	4 社 会 教 育 費	427,984		427,984
歳 出 合 計		38,895,902	63,997	38,959,899

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 6,002,773	千円 43,445	千円 6,046,218
16 県支出金	3,597,090	576	3,597,666
18 寄附金	42,521	25,000	67,521
19 繰入金	2,241,736	△5,024	2,236,712
歳入合計	38,895,902	63,997	38,959,899

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 19,745,083	千円 57,471	千円 19,802,554
10 教育費	4,016,287	6,526	4,022,813
歳出合計	38,895,902	63,997	38,959,899

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 44,021	千円	千円	千円 13,450
		25,000	△18,474
44,021		25,000	△5,024

2 歳 入

15款 国庫支出金
19款 繰入金

16款 県支出金

18款 寄附金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	6,002,773	43,445	6,046,218
	1 国庫負担金	4,651,838	41,088	4,692,926
	1 民生費国庫負担金	4,647,854	41,088	4,688,942
	2 国庫補助金	430,172	2,357	432,529
	2 民生費国庫補助金	61,905	2,357	64,262
16	県支出金	3,597,090	576	3,597,666
	1 県負担金	1,908,859	576	1,909,435
	1 民生費県負担金	1,907,998	576	1,908,574
18	寄附金	42,521	25,000	67,521
	1 寄附金	42,521	25,000	67,521
	3 教育費寄附金		25,000	25,000
19	繰入金	2,241,736	△5,024	2,236,712
	1 基金繰入金	2,217,144	△5,024	2,212,120
	1 基金繰入金	2,217,144	△5,024	2,212,120
	計	38,895,902	63,997	38,959,899

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
3生活保護費負担金	41,088	[ふくし支援課] 生活保護生活等扶助費負担金 中国残留邦人等生活等支援給付費負担金	41,040 48
3生活保護費補助金	2,357	[ふくし支援課] 生活保護費補助金	
3生活保護費負担金	576	[ふくし支援課] 生活保護費負担金	
1教育総務費寄附金	1,849	[教育課] 寄附金	
2小学校費寄附金	13,518	[教育課] 寄附金	
3中学校費寄附金	6,633	[教育課] 寄附金	
4社会教育費寄附金	3,000	[生涯学習課] 寄附金	
1基金繰入金	△5,024	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	

3 歳 出

3款 民生費
3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,251,865	57,471	1,309,336	44,021			13,450	3職 員 等 手 当 等	458
								10需 用 費	205
								11役 務 費	264
								12委 託 料	1,760
								19扶 助 費	54,784
計	1,251,865	57,471	1,309,336	44,021			13,450		

10款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 教 育 環 境 費	66,647	1,393	68,040			1,849	△456	17備 品 購 入 費	1,393

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	660	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
[生活保護システム改修事業]			
12 委託料			〈特定財源〉
システム改修委託料		国 330千円	660,000円×1/2
			外国人保護事務が準法定事務として規定されたことに伴うシステム改修
			補正後1,386,000円ー補正前726,000円
	56,811	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
[保護費等追加給付事業]			
3 職員手当等	458		
時間外勤務手当			
10 需用費	205		〈特定財源〉
消耗品費	150	国 41,040千円	54,720,000円×3/4
一般事業用		国 48千円	64,000円×3/4
印刷製本費	55	国 2,027千円	2,027,000円×10/10
一般事業用		県 576千円	2,304,000円×1/4
11 役務費	264		
郵便料			目的 最高裁判決により違法とされた保護基準の引下げの影響を受けた世帯への保護費等の追加支給
12 委託料	1,100		
システム改修委託料			内容 最高裁判決対応保護費等追加給付の支給
19 扶助費	54,784		
生活等扶助費			

10-1-2 教育環境費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	375		
[教育支援センター事業]			
17 備品購入費			〈特定財源〉
マット	131	そ 375千円	寄附金
クッション	95		
パーティション	77		
カームダウンハウス	72		

歳出
 10款 教育費
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	587,713	1,393	589,106			1,849	△456		

10款 教育費
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	889,136	1,000	890,136			13,518	△12,518	10需用費	1,000
計	889,136	1,000	890,136			13,518	△12,518		

10-1-2 教育環境費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	1,018	
【いじめ・不登校対策事業】 ・校内教育支援センター事業 17 備品購入費 ホワイトボード エアコン パーティション シューズボックス	75 307 581 55	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 〈特定財源〉 そ 1,474千円 寄附金 エアコン 補正後613,000円－補正前306,000円 パーティション 補正後731,000円－補正前150,000円

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	1,000	
【教材整備事業】 ・学校図書館図書整備事業 10 需用費 消耗品費 児童用図書 【学校施設管理事業】		〈特定財源〉 そ 6,000千円 寄附金 補正後6,000,000円－補正前5,000,000円 (財源更正) 〈特定財源〉 そ 7,518千円 寄附金

歳出
10款 教育費
3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	536,396	4,133	540,529			6,633	△2,500	10需用費	500
								17備品 購入費	3,633
計	536,396	4,133	540,529			6,633	△2,500		

10款 教育費
4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	323,476		323,476			3,000	△3,000		
計	427,984		427,984			3,000	△3,000		

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	3,633	
[体育・文化活動推進事業] ・部活動推進事業 17 備品購入費 部活動推進用		<p>〈特定財源〉 そ 3,633千円 寄附金</p> <p>補正後4,033,000円－補正前400,000円</p>
	500	
[教材整備事業] ・学校図書館図書整備事業 10 需用費 消耗品費 生徒用図書		<p>〈特定財源〉 そ 3,000千円 寄附金</p> <p>補正後3,000,000円－補正前2,500,000円</p>

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[図書館維持運営事業] ・図書整備事業		<p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉 そ 3,000千円 寄附金</p>

保護費等追加給付事業

1 事業目的

平成25年生活扶助基準改定について、令和7年6月の最高裁判決で国による基準改定に違法性が認められたことを受け、本来あるべき基準額と従前の基準額との差額を追加給付する。

2 事業内容

(1) 対象者

平成25年8月以降の期間において生活保護を受給していた世帯
(現在保護停止中の世帯、保護廃止世帯も含む)
※ 死者については対象外。

(2) 支給額

従前の基準額に対し下表のとおり、対象期間に応じた追加給付率を乗じ算出する。

対象期間	追加給付率
H25.8～H26.3	0.8%
H26.4～H27.3	1.6%
・居宅(第1・2類費)等 H27.4～H30.9 ・他の基準生活費、加算等 H27.4～R8.3	2.4%

(3) 支給方法

保護受給中世帯については職権により保護費の銀行口座へ振込又は現金支給
保護廃止世帯については申出により指定された銀行口座へ振込又は現金支給
※申出受付期間については国で統一的に設定予定

(4) 支給期間

令和8年8月頃から令和9年3月31日までの支給を想定

3 事業費

56,811 千円

事務費 2,027 千円

追加給付費 54,784 千円

(特定財源)

国庫支出金 41,040 千円

生活保護生活等扶助費負担金

48 千円

中国残留邦人等生活等支援給付費負担金

2,027 千円

生活保護費補助金

県支出金 576 千円

生活保護費負担金